

事業者の皆さんへ



お店や事務所・会社などの事業活動に 伴って出たごみ・資源は自己処理が原則です

※事業活動とは、営利を目的とするものだけでなく、教育・社会福祉事業や、NPO法人・公共サービスなどの非営利活動も含みます。

ただし、小規模な排出事業者で、自ら処理することが困難な場合は、可燃・不燃ごみおよび古紙・プラスチックに限り、一定量までを北区が有料で収集します。北区の収集へ出す場合は、この冊子に書かれたことを守って出してください。

**北区では次の3つの目的に沿って
事業系ごみの有料化を実施しています。**

①事業者の自己処理責任の徹底

事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが法律で規定されています。

②ごみの発生抑制・再利用・再資源化を促進する一つの減量化施策

事業系ごみの有料化によってごみの減量化を一層進めます。

③ごみ量に応じた排出者負担の公平性の確保

ごみ量に応じた手数料を負担していただくことにより公平性を確保します。

●事業系有料ごみ処理券の購入

北区の「事業系有料ごみ処理券取扱所」の表示があるお店、コンビニエンスストア、スーパー・マーケット、北区清掃事務所でお求めになれます。

●事業系有料ごみ処理券(有料ごみ処理券)の種類と値段

種類	容量	セット枚数	価格	1枚あたり	色
特大	70ℓ券 (軽量ごみ専用)	5枚1セット	3,045円	609円	緑
大	45ℓ券	10枚1セット	3,910円	391円	青
中	20ℓ券	10枚1セット	1,740円	174円	赤
小	10ℓ券	10枚1セット	870円	87円	黄

※特大(70ℓ券)はプラスチックや紙ごみなど軽いごみ専用です。

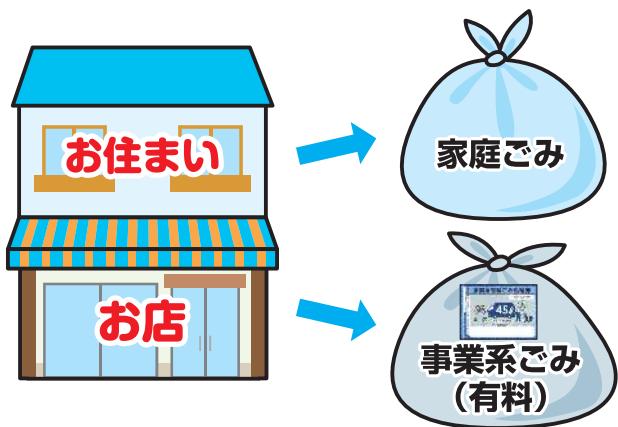
※「有料粗大ごみ処理券」と間違えないようお気をつけください。

※北区以外の事業系有料ごみ処理券は使えません！ お買い求めの際は必ず確認してください。



北区

事業系ごみはルールを守って出してください。



1

ごみは事業系ごみと家庭ごみに分けて出してください。

自営業などで、お店や会社とお住まいが一緒の場合は、お店や会社から出るごみと家庭から出るごみを分けて、お店や会社から出るごみには有料ごみ処理券を貼って出してください。

2

有料ごみ処理券は次のように選んでください。

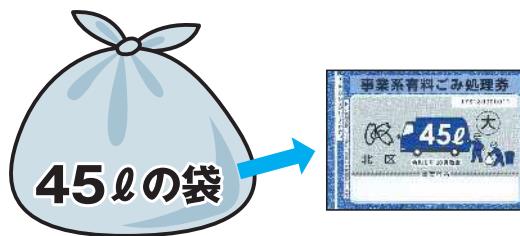


容器で出す場合

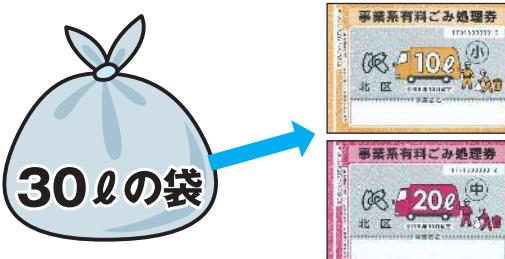
容器の中のごみ量に見合う分の有料ごみ処理券を選んでください。

袋で出す場合

袋の容量にあった有料ごみ処理券を選んでください。



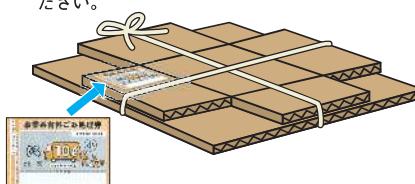
容量に見合った有料ごみ処理券がない場合
2枚以上の組み合わせで選んでください。



袋に入りにくいものの有料ごみ処理券の選び方

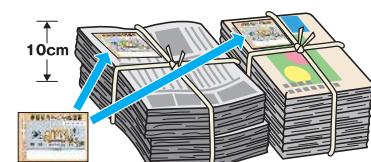
★事業系可燃ごみ・不燃ごみ・古紙・プラスチックの分別方法は、家庭ごみの分別方法と同じです。有料ごみ処理券を貼付して、地域のごみ回収曜日に、ごみ集積所へお出しください。

ダンボールはみかん箱程度の大きさのもの2枚ごとに10ℓ券を貼って出してください。
★ダンボールは古紙回収の日にたたんで出してください。



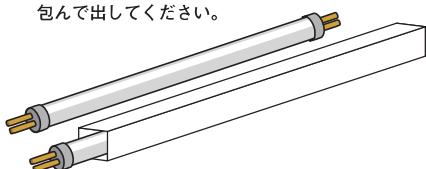
新聞・雑誌は、A4程度の大きさのものを束ねて10cmごとに10ℓ券を貼って出してください。

★古紙回収も有料です。



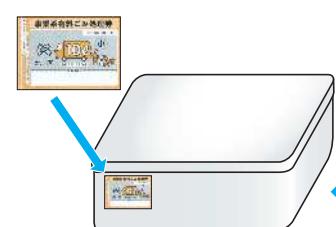
40wのもの10本で20ℓ券を貼って出してください。

★蛍光管は、紙のケースに入れるか新聞紙などで包んで出してください。



*180cmを越える蛍光管は収集できません。

発泡スチロール箱(空のものは)は1個につき10ℓ券を貼って出してください。



一斗缶(空のものは)は1個につき10ℓ券を貼って出してください。



中にごみを入れないでください。

3

有料ごみ処理券には必ず会社名、店名などを記入してください。



★文字が雨などで流れないよう
油性のペンなどで記入してください。

有料ごみ処理券見本

黄



赤



青



緑



4

有料ごみ処理券は次のように貼ってください。

袋を利用して容器で出す場合

ごみ袋の数に関係なくごみ容量に応じた有料ごみ処理券を一番上の袋に貼ってください。



容器で直接ごみを出す場合

生ごみなどで貼れない場合は、新聞紙などに有料ごみ処理券を貼り、ごみの上に見えるように置いてください。



袋で出す場合

上部の見やすいところに貼ってください。

5

集積所では、有料ごみ処理券がすぐ確認できるように置いてください。

- * 有料ごみ処理券が貼っていないものや、有料ごみ処理券の容量が不足しているものは収集できません。
- * 集積所に複数の容器や袋で出す場合は、事業者ごとにまとめて置いてください。



小規模事業者の方へ

北区のごみ収集に出すときの注意点

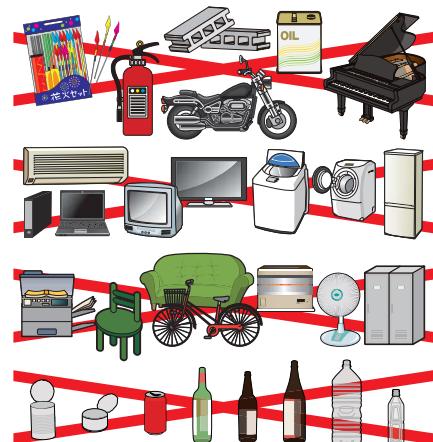
1 分別を守りましょう。家庭ごみの分別と同じです。

可燃ごみ	生ごみ、紙ごみ、木、衣類、資源で出せないプラスチック・ビニール類、ゴム、革製品など
不燃ごみ	ガラス、陶磁器類、金属製品、蛍光管、乾電池など
古 紙	新聞、雑誌(書籍)、ダンボール、コピー用紙など
プラスチック	プラスチック製容器包装、製品プラスチック(プラスチックだけでできているもの)

2 収集できないものは以下のとおりです。

収集できません!

- 危険性のあるもの、有害性のあるもの、引火性のあるもの、著しく悪臭のするもの、区では収集運搬または処理が困難なもの
バッテリー、鉛蓄電池、マッチ・花火・ガソリン、塗料、廃油、薬品類、医療系廃棄物、金属粉、ガスボンベ、自動車・オートバイの部品、ピアノ、耐火金庫、消火器、石・土・レンガ・コンクリート等、建築廃材、排水溝などの汚泥、液状の物、粉末状のもの
- 家電リサイクル品(テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機)
パソコンリサイクル品(パソコン本体、ディスプレイ、ノートパソコン)
- 事業所から出た粗大ごみ(おおむね30cm立方体以上の大型ごみは粗大ごみです)。
北区では事業系の粗大ごみは収集していません。
- 事業所から排出されるびん、缶、ペットボトルは、北区では回収していません。
購入したところに戻すか、適正にリサイクルできる業者に回収を依頼するなど事業者の責任でリサイクルしてください。



3 収集曜日をまもり、朝8時までに出しましょう。

収集日や収集時間の指定はできません。道路事情などで収集時間がずれる場合があります。
曜日や時間が合わない場合は、資源回収業者または廃棄物収集運搬許可業者と契約してください。

4 1回に収集できるのは45㍑袋4袋程度までです。

1回に排出できるごみは、60㍑容器で3個程度、45㍑袋で4袋程度までとなります。

5 袋は中身が確認できるものをご使用ください。

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックを出す袋は透明または半透明で中身が認識できる丈夫な袋をご使用ください。

6 生ごみは水分を切ってください。

汚水がたまっているような状態は収集できません。

7 「キケン」表示をお願いします。

ガラスや刃物など危険なものは「キケン」と表示してください。

8 古紙回収も有料です。

古紙はビニール袋で出すことはできません。品目ごとに紐で縛って出してください。

※資源回収業者または廃棄物収集運搬許可業者については、北区役所ホームページ又は北区清掃事務所にお問い合わせください。

お問い合わせは

収集に関すること

北区清掃事務所 TEL 03-3913-3141

滝野川清掃庁舎 TEL 03-3800-9191

有料ごみ処理券に関すること

北区清掃事務所事業管理係 TEL 03-3913-3077

区内資源回収業者団体による事業系古紙回収のご案内

北区事業系古紙リサイクルシステム

連絡先 ごみ・リサイクルちゃんねる ☎03(5972)4677

区内事業所を対象に資源回収業者団体が事業系古紙を回収しています。
区内限定で回収しますので、収集日や収集時間などご相談ください。